

議事

(1) 益田市老人福祉計画策定にあたって

○益田市老人福祉計画および介護保険事業計画：老人福祉法および介護保険法に基づいて作成するもの

「老人福祉法」抜粋

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

「介護保険法」抜粋

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

「地域福祉計画」を上位計画とし、「健康増進計画」、「障がい者基本計画」等関連する諸計画との整合性を図る。

○協議会のスケジュール（予定）

1. 令和5年7月4日（火）：計画の進捗状況について
2. 令和5年9月上旬：各種調査の集計結果 等
3. 令和5年11月上旬：計画素案の審議・修正について